



日本弁理士会中央知的財産研究所は平成8年度から活動を開始し、本年度で26年目を迎えることになりました。中央知的財産研究所の目的は、「長期的及び国際的視野から内外の知的財産及び弁理士に関する諸問題についての調査、研究及び情報の提供並びにこれらに関連する諸事業を行うことにより、知的財産権制度及び弁理士制度の健全な発展に資すること」です。この目的のもと、研究、実務、制度改正などの様々な側面からタイムリーなテーマを取り扱い、会員、知財関係者への情報発信を行っています。平成21年からは研究成果を「別冊パテント」として日本弁理士会の全会員に配布するとともに、大学、裁判所、特許庁、弁理士会をはじめ、日本工業所有権法学会などに参加されている実務家、学者、研究者等に配布して高い評価を得ています。

この度は、「イノベーション推進に向けた特許の保護対象—更なる研究—」をテーマとした研究報告書を「別冊パテント第26号」として発行する運びとなりました。

本研究テーマは、「別冊パテント第22号」でも発表しておりますが、重要なテーマでもあり、会員の関心も高いことから、「更なる研究」と題して、研究を継続しております。今回は、特に、AI、IoT等に関連するプログラム発明やビジネス発明に焦点を当てています。我が国の企業が利益を獲得しビジネスを拡大していくためには、コア領域を確保しつつ企業や業種を超えて技術やビジネスモデルを開発していく「オープン・イノベーション」の推進が不可欠であり、オープン&クローズ戦略の対象の拡大や深化が必要です。この観点からも、利活用の促進と保護のバランスのとれた特許・実用新案制度、さらにはそれを越えた知的財産制度の構築・運用の検討が必要であり、これには、国際的な視野からの検討も必要となります。

今回の研究では、次世代に向けたイノベーション推進のために、特許の保護対象とはいかにあるべきかについて掘り下げました。今回の研究成果としての論文が、皆様の研究や実務の一助となれば幸いです。

また、令和3年3月2日に第18回公開フォーラムを「我が国商標法を考えるための5つのテーマ」と題して開催しました。その内容を第2章として掲載しています。商標・商品等表示の混同が生じない場合の特別な保護、悪意の商標出願、権利の失効、商標法における「不使用の抗弁」、令和の時代のコンセント制度等について、奥の深い議論がなされております。こちらも皆様の研究や実務の一助になれば幸いです。

当研究所としては、今後も知的財産制度及び弁理士制度に関する理論的な研究と提言とを広く各方面に発信し、知的財産制度の発展、日本弁理士会の地位向上、並びに社会的貢献に努めて参ります。

末筆ながら、本研究に携わって頂いた多くの研究員の方々に対し改めて感謝を申し上げますとともに、研究員の方をサポートして頂き運営にご尽力頂いた副所長及び運営委員の皆様、本研究報告書を刊行するに際して多大なご協力を頂きました一般社団法人発明推進協会、日本弁理士会事務局の皆様に対しても、この紙面を借りて改めて感謝を申し上げます。

日本弁理士会中央知的財産研究所
所 長 伊 丹 勝